

令和5年度 第2回浜松市社会福祉審議会

高齢者福祉専門分科会

日 時 令和5年8月25日（金）15：00～
場 所 浜松市役所本館3階 32会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事

(1) はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について

4 連絡事項

- ・第3回高齢者福祉専門分科会 9月22日（金）15：00～
第5委員会室（本館8階）
- ・その他

5 閉会

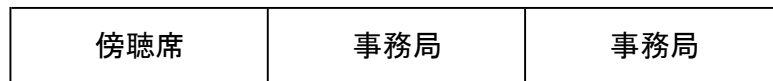
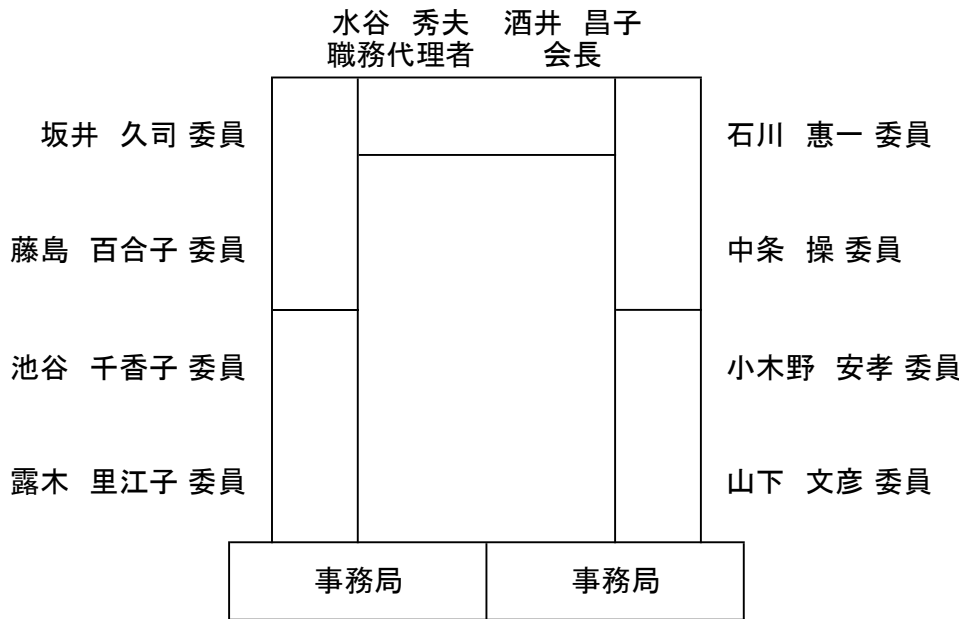
令和5年度 浜松市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿

令和5年5月24日更新

No.	区分	所属団体	役職	氏名	備考
1	地域住民組織	浜松市自治会連合会	理事	いしかわ けいいち 石川 恵一	
2	地域住民組織	浜松市老人クラブ連合会	副会長	ちゅうじょう みさお 中 条 操	
3	福祉関係団体	浜松市ボランティア 連絡協議会	副会長	おぎの やすたか 小木野 安孝	
4	福祉関係団体	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	常務理事	やました ふみひこ 山下 文彦	
5	福祉関係団体	浜松市民生委員児童委員 協議会	副会長	さかい ひさし 坂井 久司	
6	福祉関係団体	浜松市社会福祉施設 協議会	理事	みずたに ひでお 水谷 秀夫	職務 代理者
7	保健医療 関係団体	一般社団法人 浜松市医師会		ふじしま ゆりこ 藤島 百合子	
8	保健医療 関係団体	公益社団法人 静岡県看護協会	西部地区支部	いけや ちかこ 池谷 千香子	
9	知識経験者	聖隷クリストファー大学	教授	さかい まさこ 酒井 昌子	会長
10	知識経験者	浜松市議会		つゆき りえこ 露木 里江子	

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会座席表

令和5年8月25日(金)
32会議室



はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について


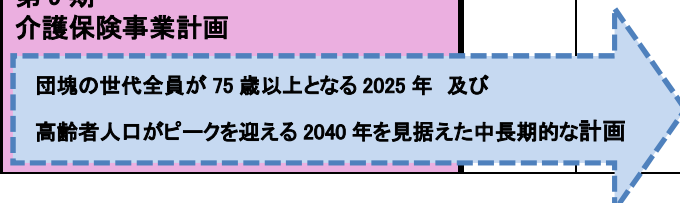
1 趣旨

「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な計画として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を3年を一期として一体的に策定した総称です。

総称	計画名称	根拠法令等	内容	審議機関
はままつ 友愛の 高齢者プラン	第10次 高齢者保健 福祉計画	老人福祉法第20条の 8の規定に基づく計画	高齢者保健福祉事業の サービス量、整備量およ び確保策	社会福祉 審議会 高齢者福祉 専門分科会
	第9期 介護保険 事業計画	介護保険法第117条 第1項の規定に基づ く計画	介護施設等の必要利用定 員数及びサービス種類 ごとの給付費を見込み、 第1号被保険者の保険料 を算出	介護保険 運営協議会

2 計画の期間

現計画 令和3年度～令和5年度 ⇒ 次期計画 令和6年度～令和8年度

H12 (2000)	...	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	...	R22 (2040)
		第9次 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画			第10次 高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画				
									

3 骨子案 別添 資料1、資料2のとおり

4 策定スケジュール

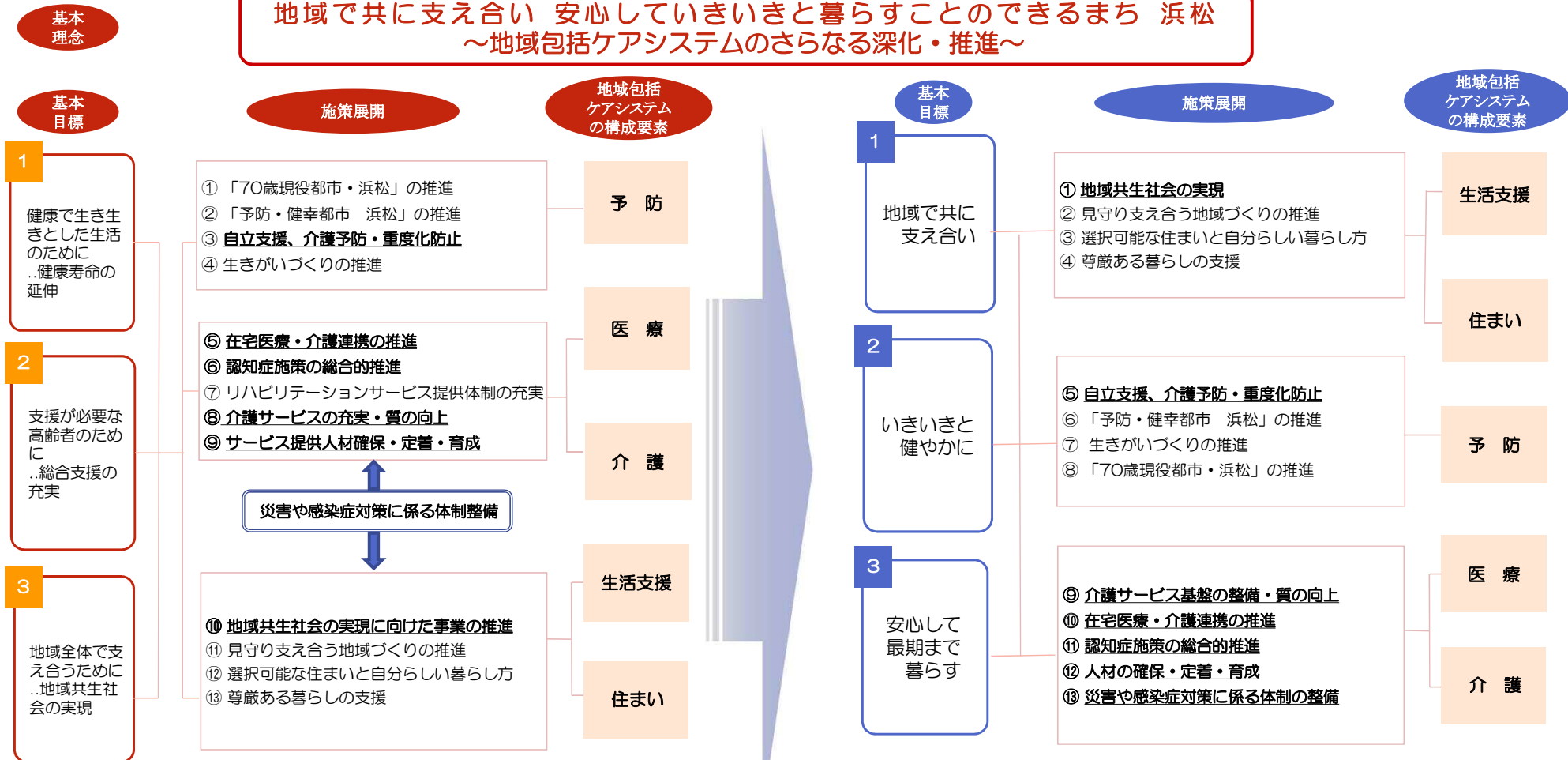
日程	内 容
5月31日	市議会厚生保健委員会 【報告】実態調査の結果
7月6日	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 【審議】策定スケジュール、実態調査結果の報告
7月7日	第1回介護保険運営協議会 【審議】策定スケジュール、実態調査結果の報告
8月25日	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 【審議】骨子案
9月1日	第2回介護保険運営協議会 【審議】骨子案
8月31日	市議会厚生保健委員会 【報告】骨子案
9月22日	第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 【審議】プラン（素案）（サービス量含む）
9月29日	第3回介護保険運営協議会 【審議】プラン（素案）（サービス量含む）
10月20日	第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 【審議】プラン（案）、パブリック・コメント実施
10月下旬	第4回介護保険運営協議会 【審議】プラン（案）、パブリック・コメント実施
11月	市議会厚生保健委員会 【報告】プラン（案）、パブリック・コメント実施
11月中旬～ 12月中旬	パブリック・コメント実施
1月19日	第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 【報告】パブリック・コメントの実施結果 【審議】プラン(修正案)
1月下旬	第5回介護保険運営協議会 【報告】パブリック・コメントの実施結果 【審議】プラン(修正案)、給付費と保険料設定
2月	市議会厚生保健委員会 【報告】プラン(修正案)（保険料案含む） パブリック・コメント結果の公表
3月	プラン決定（報告書完成・配布）

2021～2023年度
現計画の骨子

2024～2026年度
次期計画の骨子(案)

資料1

地域で共に支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～



※下線部分…重点施策

▶ 次期計画策定の視点

- この計画は本市の基本指針である浜松市総合計画及び浜松市地域福祉計画を上位計画とし、保健・介護・福祉分野に関する計画のひとつとして位置づけられる。
- 基本目標・施策の展開については国が示す基本指針及び静岡県の方針、現計画の進行状況や市民アンケート等から抽出した課題・ニーズを中心に検討し、決定する。
- 次期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳に到達する2025年を迎えることになる。中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて計画を策定する。

▶ 次期計画体系の変更点

- 施策展開は国方針等を盛り込んで再構成し、7つの重点施策を設定した。
- 地域包括ケアシステムの実現には、障害者福祉や他分野との連携促進を図ることが重要であるため「地域共生社会の実現」を施策展開の最初に掲げた。
- 近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、平常時から状況を把握し非常時に備えるため、災害や感染症体制整備について新たに重点施策のひとつとした。
- リハビリテーションサービス提供体制の充実については、重点施策「自立支援、介護予防・重度化防止」の中に組み込んだ。

7つの重点施策

今後の高齢者人口の増加、高齢者を取り巻く状況や国の方針などを踏まえ、このプランの基本理念と目標を実現するため、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、計画的に推進します。

No.	施策	方向性	具体的な内容
1	地域共生社会の実現	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、多様化した問題に対応できるよう、多機関多職種が連携して取り組みます。	(1) 重層的支援体制の整備 (2) さまざまな課題に対する地域包括支援センターの対応力の強化 (3) ケアラー支援 (4) 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援
2	自立支援、介護予防・重度化防止	健康寿命の更なる延伸を目指し、高齢者が生活機能を維持・向上させ、活動的で生きがいを持った生活を継続できるよう支援します。	(1) 住民主体の健康づくり、フレイル予防の推進 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (3) 地域リハビリテーション支援体制の推進
3	介護サービス基盤の整備・質の向上	地域の状況を踏まえ、必要とする介護サービスが利用できるよう、介護施設の整備及びサービスの質の向上を図ります。	(1) 施設整備の推進 (2) 介護給付の適正化 (3) 介護事業所の育成・支援 (4) 特別養護老人ホーム改築への支援
4	在宅医療・介護連携の推進	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療の理解促進と、医療と介護の連携を推進します。	(1) 在宅医療・介護連携の推進 (2) 在宅医療に関する理解の促進
5	認知症施策の総合的推進	認知症の発症を遅らせ、また認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の取組を推進します。	(1) 認知症に関する理解の促進 (2) 認知症の予防に資する取組の推進 (3) 認知症の本人・家族への支援 (4) 認知症の人を包摂する地域づくり
6	人材の確保・定着・育成	サービスの担い手となる人材の育成・定着及び介護職の魅力の発信など、多様な人材の確保に向けた総合的な取組を実施します。	(1) 多様な人材の確保・育成・活用の支援 (2) 中山間地域介護サービス事業の推進 (3) 離職防止・定着促進・生産性向上の推進 (4) 介護職の魅力向上・発信の取組の推進
7	災害や感染症対策に係る体制の整備	災害や感染症発生時でも、生活を維持できる体制を整備するため、平時からの事前準備を行います。	(1) 災害・感染症発生時に向けた連携体制の強化 (2) 高齢者施設の感染症を含めた業務継続計画等の充実 (3) 個別避難計画の質・作成率の向上

具体的な内容詳細

重点施策No.1 地域共生社会の実現

- (1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「属性を問わない相談支援体制の強化」、「参加支援体制の強化」、「地域づくりに向けた支援体制の強化」の3つの取組を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施する。
- (2) 高齢化や少子化の進展に伴い、高齢者だけではなく、家族全体や複雑な問題を抱えた支援を必要とするケースが増えており、地域包括支援センターの対応力の強化が求められている。そのため、地域包括支援センターの運営体制の充実を図るとともに、関連する事業との連携や後方支援体制の推進を図る。
- (3) 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者等の支援の取組を行う。
- (4) 生活支援体制づくり協議体・地区社協等を通じて、支え合いによる自主的な生活支援サービスへの支援を行い、地域力の向上を図る。特に、高齢者の足の確保を目的とした移動サービスの実施について、多様な主体の連携による伴走型の支援を行う。

重点施策No.2 自立支援、介護予防・重度化防止

- (1) 健康づくりやフレイル予防の啓発を行うとともに、地域の中で高齢者に運動機能維持向上を目的とした体操の指導の担い手として「市民いきいきトレーナー」の活動支援を行い、「浜松いきいき体操」の普及を図るほか、ロコモティブシンドロームの予防を目的とした運動を、住民主体の通いの場で継続して取り組むことができるよう支援することにより、地域における住民主体の自発的な健康づくり・フレイル予防を推進する。
- (2) 高齢者、特に後期高齢者は、高血圧や糖尿病等の複数の慢性疾患に加え、低栄養や口腔機能低下、認知機能や社会的なつながりの低下によりフレイルが進行しやすい。これらの加齢に伴う心身の多様な課題に対し、切れ目のないきめ細かな支援を実施するため、関係各課が連携して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。
- (3) さまざまな機会において、医師やリハビリ専門職から必要な対象者に対して専門的な助言や支援が受けられる体制づくりを行い、地域リハビリテーション活動支援事業をより介護予防・重度化防止に向けた事業として提供していく。

重点施策No.3 介護サービス基盤の整備・質の向上

- (1) 要介護認定者の推計や地域の現状に加え、近年の災害発生状況に対する防災・減災対策などを踏まえた高齢者施設の整備計画を策定し、国や県からの補助金を活用しつつ適切なサービス基盤の整備を推進する。
- (2) 介護給付適正化の3つの主要事業である「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を通じて、利用者に対する適切な介護サービスの確保、介護給付費の増加の抑制等を推進し、持続可能な介護保険制度の運営につなげていく。
- (3) 運営指導や集団指導を通じて、介護事業者の質の向上を図るための育成・支援を行う。
- (4) 老朽化した特別養護老人ホームの改築を補助することで、入所者の処遇改善を図る。

重点施策No.4 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 高齢者が安心して自宅で療養しながら、医療や介護を切れ目なく受けられるよう、地域の医師会をはじめ、看護や介護の関係者と協力し、医療と介護の連携を推進する。
- (2) 在宅医療に関する市民への情報提供や、医療関係者への在宅医療への協力の呼びかけを、地域の医師会などと連携して行う。

重点施策No.5 認知症施策の総合的推進

- (1) 認知症サポーター養成講座などを通じて、学校教育機関や職域を含め地域における認知症への理解を一層促進するとともに、本人や家族の意向を尊重して地域の理解を促進する。
- (2) 社会参加やフレイル予防活動の促進、健康教育や栄養指導の実施など、認知症の予防に資する取組を推進する。
- (3) 認知症初期集中支援や、認知症サポート医との連携など、本人・家族支援を効果的に見直すとともに、一つひとつの取組を相互に連動性をもって推進する。
- (4) 認知症カフェやチームオレンジなど、認知症になっても安心して暮らせるような地域づくりにつながる取組を推進する。

重点施策No.6 人材の確保・定着・育成

- (1) ボランティア団体や地区社会福祉協議会などの多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制が構築されるよう、生活支援に関心のある市民を対象とした生活支援ボランティア養成講座を開催する。
- (2) 中山間地域（北区の一部及び天竜区）における介護サービスの確保を図るため、地域内へ介護サービスを実施する訪問介護、訪問看護、居宅介護支援等を行う事業者に対して交通費等の経費の一部を助成する。
- (3) 高齢者人口がピークとなる 2040 年を見据え、必要となる介護人材確保に向けた総合的な取組を推進するため、介護資格の取得費用助成や市内の介護サービス事業所に就職した人に対する支援などを実施していく。
- (4) 学生から高齢者まで幅広い層に、関心を持ってもらい、介護職に対するマイナスのイメージを払拭させ、社会的理解を高められるよう啓発活動を推進する。

重点施策No.7 災害や感染症対策に係る体制の整備

- (1) 高齢者施設と連携した防災訓練や感染症対策についての周知啓発などを実施することで、災害時の連絡体制の強化を図る。
- (2) 高齢者施設が定める感染症を含めた災害対応マニュアルの確認などを行うことで、施設の災害体制の充実を促す。
- (3) 高齢者や障がい者等と接点のある福祉専門職に避難行動要支援者名簿の制度について周知し、要支援者の相談や申請について協力を依頼する。